

船舶事故調査報告書

平成27年4月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

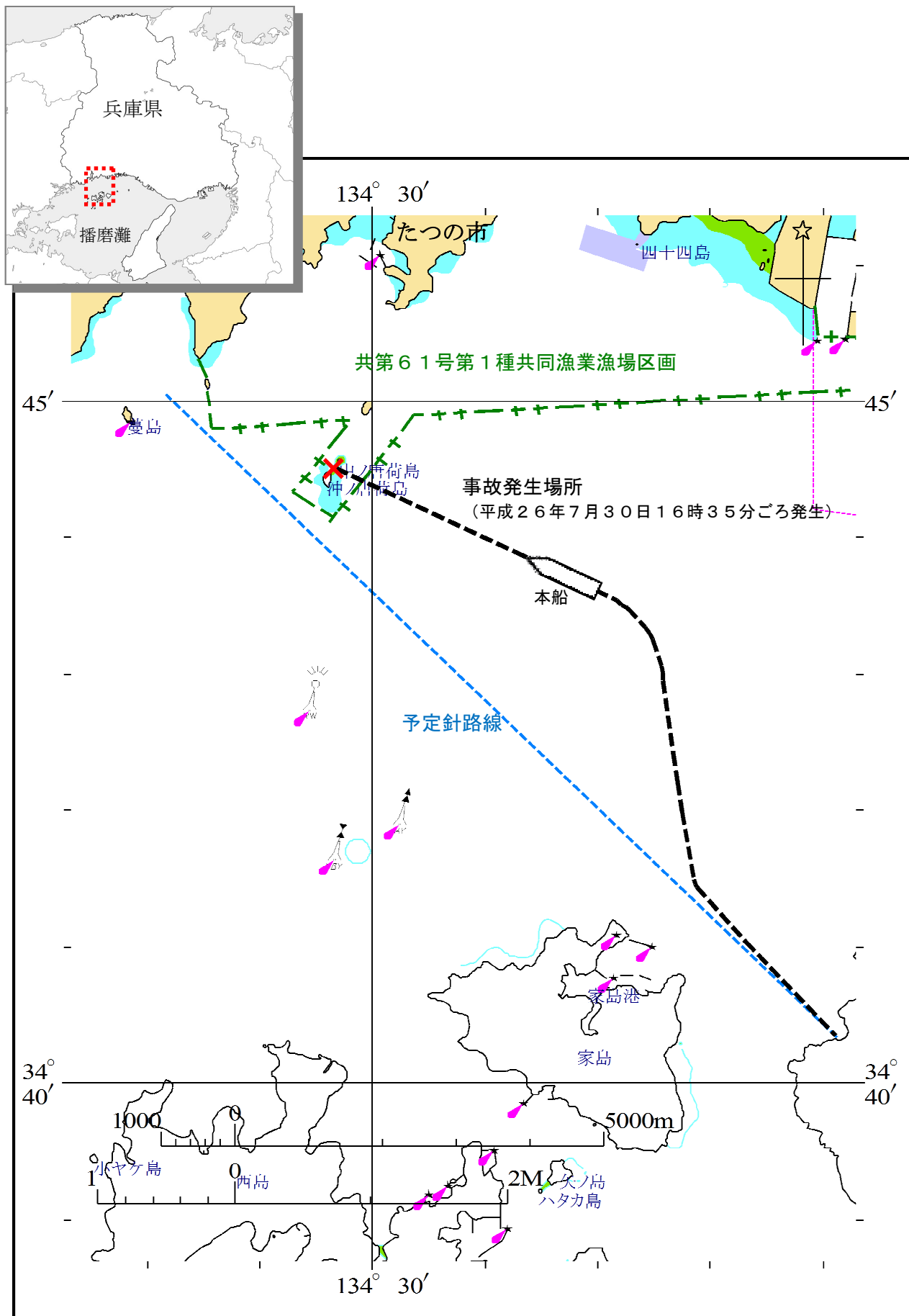
委員 根 本 美 奈

事故種類	潜水者負傷
発生日時	平成26年7月30日 16時35分ごろ
発生場所	兵庫県相生市相生港南東方沖 蔓島灯台から真方位103° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 44.52′ 東経134° 29.67′)
事故調査の経過	平成26年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート シーパレット Sea Palette、5トン未満 242-17526兵庫、株式会社ハクエイ・コーポレーション 6.47m (Lr) × 2.52m × 1.33m、FRP ガソリン機関、183.90kW、平成4年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年7月10日 免許証交付日 平成26年6月25日 (平成31年7月9日まで有効) 潜水者 男性 26歳 海技免状 なし
死傷者等	重傷 1人（潜水者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族2人（以下「同乗者A ₁ 」及び「同乗者A ₂ 」という。）ほか知人5人を乗せ、約0.8mの船尾喫水で、相生港に向けて兵庫県姫路市男鹿島を出航し、相生港南東方沖を、2人が乗った水上オートバイと共に約18ノットの速力で北西進していた。 船長は、‘兵庫県たつの市沖ノ唐荷島の北側と同市中ノ唐荷島の南側との間’（以下「本件水路」という。）に向けて西北西進中、右舷前方約1.5kmの中ノ唐荷島の南岸付近に停泊している漁船を認めたものの、特に気に掛けることなく航行を続け、本件水路に差し掛かった頃、本船の前方約5mに海面に浮かんでいる潜水者がいることに気付いた。

	<p>本船は、同じ針路速力で航行し、平成26年7月30日16時35分ごろ潜水者に衝突した。</p> <p>船長は、衝突後すぐに、本船が浅所に乗り揚げて停止したので、潜水者の様子を確認するつもりで本船を後進させようとしたものの、後進できず、機関を前進にして中ノ唐荷島の北側を回って潜水者に近づいたところ、潜水者の友人が、負傷した潜水者を漁船に引き揚げようとしていたので、同乗者A₁と共に漁船に移乗し、潜水者を引き揚げた。</p> <p>潜水者は、友人と共に漁船で中ノ唐荷島の南岸に行き、中ノ唐荷島の南東岸に停泊した後、貝類の採捕を始めた。</p> <p>潜水者は、中ノ唐荷島の南岸付近の水深が浅かったので、海面に浮いた状態で海底の岩に手をかけて移動しながら貝類を探していたところ、突然体に衝撃を感じ、しばらくして何かが体に当たってけがをしていることに気付き、付近で採捕をしていた友人に大声を上げて助けを求めた。</p> <p>潜水者は、漁船に乗せられて相生港に運ばれ、同乗者A₂の連絡により到着した救急車に乗り、途中ドクターヘリに移乗して病院に搬送され、多発開放骨折と診断された。</p> <p>本船は、小型船舶操縦免許を有している同乗者A₂の操縦により、自力で航行して相生港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約0.7m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>沖ノ唐荷島及び中ノ唐荷島の周辺は、たつの市の2つの漁業協同組合が貝等の採捕を含む第1種共同漁業として免許を受けており、船長は貝類の採捕が行われていることを知らなかった。</p> <p>船長は、過去に本件水路を航行した経験があり、本件水路をいつでも航行できるものと思っていた。</p> <p>海図W1113（播磨灘北部）によれば、沖ノ唐荷島と中ノ唐荷島との間は、干出浜（岩浜）である。</p> <p>船長は、本船に水深が表示されるGPSプロッターを設置していたものの、幾度も付近を航行していたので、作動させていなかった。</p> <p>潜水者は、本件水路の水深が浅く、地元の漁業関係者が航行をしないことを知っており、航行する船舶があるとは思っていなかった。</p> <p>潜水者は、岩に当たる波の音が大きく、本船の機関音及び航走する際に発する音が聞こえなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、相生港南東方沖を北西進中、船長が、沖ノ唐荷島及び中ノ唐荷島の周辺で貝類の採捕が行われていることを知らなかったことから、前路の見張りを適切に行わずに航行し、潜水者と衝突し、潜水者が多発開放骨折の負傷をしたものと考えられる。</p> <p>船長は、過去に本件水路を航行した経験があったものの、本件水路付近で貝類の採捕を目撃したことがなく、また、本件水路付近が第1種共同漁業漁場であることを知らなかったことから、中ノ唐荷島の南東岸に停泊していた漁船に対して特に気に掛けなかったものと考えられる。</p> <p>潜水者は、本件水路の水深が浅く、地元の漁業関係者は航行しないことを知っていたことから、本件水路で潜水をしていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、相生港南東方沖を北西進中、船長が、沖ノ唐荷島及び中ノ唐荷島の周辺で貝類の採捕が行われていることを知らなかったため、前路の見張りを適切に行わずに航行し、潜水者と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の水路調査を十分に行い、干出浜（岩浜）を航行しないこと。

付図1 事故発生経過概略図



※船長の口述に基づいて作図した。